

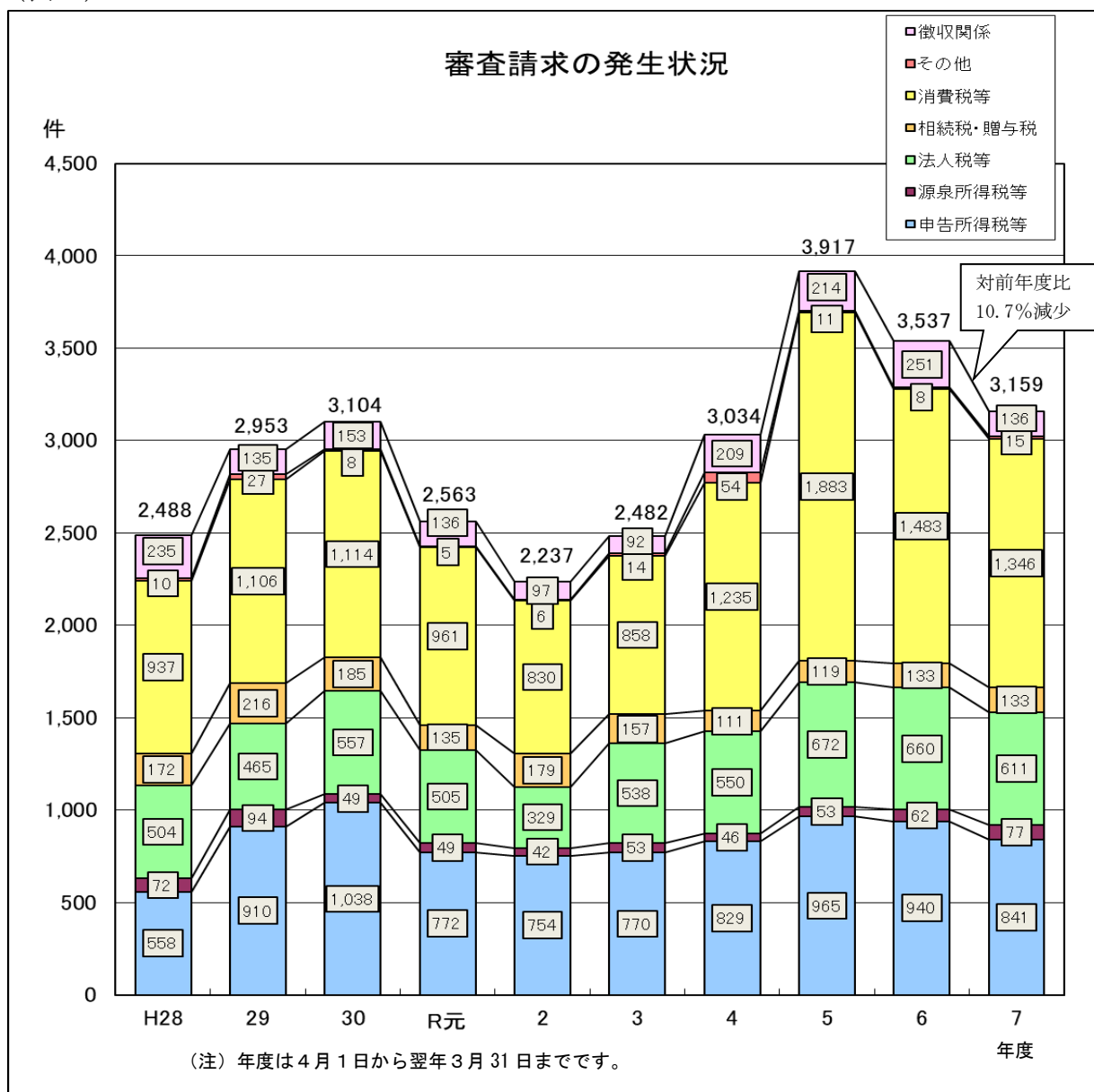
## 令和7年度における審査請求の概要

- 審査請求は、税務署長や国税局長などが行った処分に不服がある場合に、その処分の取消しや変更を求めて、国税不服審判所長などに対して不服を申し立てる制度です。
- 国税不服審判所長に対する審査請求は、再調査の請求を経ずに直接行うことができます。また、再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求についての決定（再調査決定）後の処分になお不服がある場合に行うことができます。
- 国税不服審判所は、審査請求人（納税者）と賦課徴収を行う税務署や国税局との間に立ち、公正な第三者的立場で裁決を行っています。

### 1 審査請求の発生状況（表1）

＝審査請求の件数は3,159件で、前年度より10.7%減少＝

（表1）

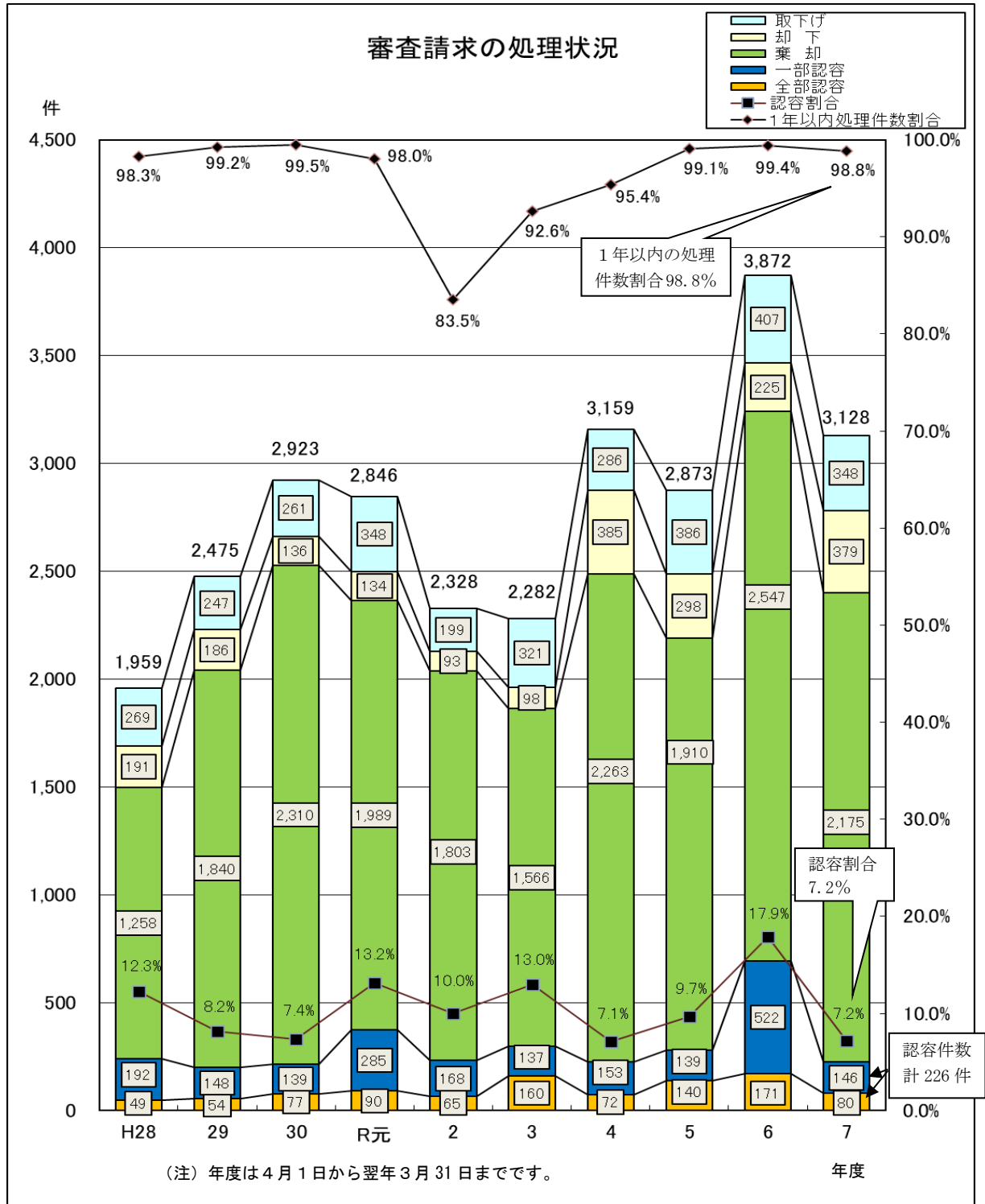


- 令和7年度における審査請求の発生件数は3,159件であり、前年度と比べ10.7%の減少となっています。

## 2 審査請求の処理状況（表2）

＝審査請求における認容割合は7.2%＝

（表2）



- 令和7年度の審査請求の処理件数は3,128件となっています。
- 処理件数のうち、納税者の請求が何らかの形で受け入れられた件数（認容件数）は226件（一部認容146件、全部認容80件）で、その割合は7.2%となっています。
- 適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求については、標準審理期間を1年と定めています。  
 なお、令和7年度の1年以内の処理件数割合は98.8%となっています（割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間のほか、令和3年度以降は、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出しています。）。

## (参考計表)

## 1 審査請求の発生状況

(単位：件、%)

区分	課税関係							徴収関係	合計
	申告 所得税等	源泉 所得税等	法人税等	相続税 贈与税	消費税等	その他			
令和6年度	内直審 642 内二審 298 940	内直審 53 内二審 9 62	内直審 580 内二審 80 660	内直審 112 内二審 21 133	内直審 880 内二審 603 1,483	内直審 7 内二審 1 8	内直審2,274 内二審1,012 3,286	内直審 189 内二審 62 251	内直審2,463 内二審1,074 3,537
令和7年度	内直審 564 内二審 277 841	内直審 70 内二審 7 77	内直審 493 内二審 118 611	内直審 93 内二審 40 133	内直審1,180 内二審 166 1,346	内直審 12 内二審 3 15	内直審2,412 内二審 611 3,023	内直審 110 内二審 26 136	内直審2,522 内二審 637 3,159
前年度比	87.9 93.0 89.4	132.1 77.8 124.2	85.0 147.5 92.6	83.0 190.5 100.0	134.1 27.5 90.8	171.4 300.0 187.5	106.1 60.4 92.0	58.2 41.9 54.2	102.4 59.3 89.3

※1 「申告所得税等」は、申告所得税及び復興特別所得税の件数です。

※2 「源泉所得税等」は、源泉所得税及び復興特別所得税の件数です。

※3 「法人税等」は、法人税、地方法人税及び復興特別法人税の件数です。

※4 「消費税等」は、消費税及び地方消費税の件数です。

※5 「令和6年度」及び「令和7年度」の各欄の内書きは、「内直審」が異議申立て又は再調査の請求を経ないで直接審査請求のあった件数で、「内二審」が異議申立て又は再調査の請求を経た審査請求の件数です。

※6 「前年度比」の各欄の数値は、上段から「内直審」の件数の対前年度比、「内二審」の件数の対前年度比及び全件数の対前年度比を表します。

※7 令和7年度の審査請求の発生件数に占める直接審査請求の割合は、79.8%です。

## 2 審査請求の処理状況

(単位：件、%)

区分	要処理 件数	審査請求の処理状況						合計	未済	1年以内 処理件数 割合
		取下げ	却下	棄却	認容					
					一部	全部				
令和6年度 (構成比)	6,877	407 (10.5)	225 (5.8)	2,547 (65.8)	693 (17.9)	522 (13.5)	171 (4.4)	3,872 (100.0)	3,005	99.4
課税関係	6,505	368	165	2,450	690	522	168	3,673	2,832	99.3
徴収関係	372	39	60	97	3	0	3	199	173	100.0
令和7年度 (構成比)	6,164	348 (11.1)	379 (12.1)	2,175 (69.5)	226 (7.2)	146 (4.7)	80 (2.6)	3,128 (100.0)	3,036	98.8
課税関係	5,855	329	269	2,085	224	146	78	2,907	2,948	98.8
徴収関係	309	19	110	90	2	0	2	221	88	98.6

※ 1年以内処理件数割合については、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間のほか、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出しています。